

○市長の専決処分事項の指定について

〔平成12年3月24日〕
議 決

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項を市長の専決処分事項として指定する。

- 1 議会の議決を経た契約については、当該議決に係る契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更
- 2 法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定並びに訴訟物の価額が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停
- 3 那覇市営住宅条例に関する訴えの提起、和解及び調停
- 4 住居表示に関する法律及び地方自治法第260条の規定に基づき市議会の議決を経て、実施する町名の変更等に伴い当然必要な、事務所の位置及び所管区域並びに公の施設の位置の表示の変更を内容とする条例改正
- 5 法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定及び当該法令の施行に必要な条例において当該法令と同一の用語を使用する規定の整備を内容とする条例の改正並びに廃止

〔注〕市長の専決処分事項の指定について(平成10年5月21日議決)は、廃止する。